

令和3年度公益財団法人矯正協会事業計画書

第1 基本方針

矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、もって犯罪及び非行の防止に寄与し、ひいては我が国の安全安心な社会の実現に貢献する。

第2 事業内容

1 矯正活動に関する調査研究・資料収集及び普及啓発（公益目的事業1）

国内外の矯正活動に関する調査研究，資料収集及び普及啓発を推進するため，次に掲げる事業を実施する。

（1）矯正図書館

犯罪及び非行に関する専門図書館として，会員を始めとした利用者のニーズ等を踏まえつつ，矯正を中心とした刑事政策等に関する図書及び諸資料の収集，整理，保管管理並びにこれらの資料等の適切な公開やレファレンス等を行う。

特に，保存資料のデジタル化，図書カードのデータ化に加え，国立国会図書館の協同データベース等を活用したレファレンス機能の充実について重点的に取り組むとともに，「ウイズコロナ」の時代に即して，インターネットを活用した遠隔サービスも充実させる。

また，来館が困難な利用者等の利便性を一層向上させるため，専門事業者と連携した「電子図書館」の運用を漸次開始する。

（2）国際交流

ア 中国監獄工作協会との代表団派遣による相互交流

本年度は，昨年度，新型コロナウイルス感染者の影響を受けて延期となった中国側代表団の訪日が予定されており，我が国矯正施設の参観等のほか，矯正に関する共同シンポジウムを開催すること等により，相互交流を深める。

イ 外国の同種団体との機関誌等の相互交換に加え，国際矯正・刑務所協会，ストックホルム犯罪学賞事務局，アジア太平洋矯正局長等会議への支援及びこれらの団体等からの資料収集等を行う。

ウ 令和3年3月に開催された「第14回国連犯罪防止刑事司法会議（2020京都コンGRESS）」の意義を踏まえ，その内容や成果等を提供・共有する活動を行う。

（3）出版活動

再犯再非行の防止に向けた諸施策等，最近における刑事司法の動向等を踏まえつつ，刑事政策や矯正活動，特に処遇技術向上に資する関連著作，講演録や論文等，矯正に関する学術振興等につながる図書等の刊行を行う。

（4）広報活動

ア 各種矯正展等を法務省と共催するとともに，当協会の各種ホームページの

運用等を通し、矯正に関する広報活動の充実に努める。

イ 矯正施設における各種記念行事等の後援等を通し、矯正広報の活動を支援する。

(5) 研究活動

研究アドバイザー等外部専門家等の知見も取り入れつつ、矯正の諸活動に関する調査研究等を行い、その成果等を取りまとめ、紀要「矯正研究（第4号）」を刊行する。

再犯防止に向け、矯正施設と関係諸機関、地域社会等との多様な連携が進められている現状に鑑み、両者の接する領域における諸課題に着眼した調査研究に重点的に取り組むとともに、「少年院創立100周年」に向け、これに関連した今後の調査研究についても準備を進める。

2 矯正活動に対する支援助成（公益目的事業2）

矯正活動に対する支援助成を通じて矯正行政の運営に協力するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正活動に対する支援

ア 矯正施設の被収容者に対する支援

被収容者に対する矯正教育用の器材・図書その他の備品等の整備に向けた援助、運動会・競技会・慰問等各種行事の実施に要する費用の援助、受刑者能力・学力測定検査技術及び同用紙の提供、被収容者居室用カレンダーの提供（前期、後期計約121,000部）等を行う。

イ 矯正施設に対する支援

矯正活動の功績者に対する表彰、保安無事故表彰、作業表彰等各種表彰のための援助、周年等記念誌、所内誌、施設のしおり等の発行等のための援助、矯正施設所在地域との良好な関係を維持発展させるための援助等を行う。

なお、矯正施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関連した事項については、重点的な支援を行う。

ウ 矯正職員に対する支援

(ア)「刑政誌」を発行（月刊約25,000部）する。刑事政策や矯正行政の動向や矯正職員のニーズ等を十分踏まえた編集内容とするため、編集顧問会議（年1回を予定）及び編集会議（年6回を予定）を開催するとともに、モニターも委嘱する。

また、「2020京都コンGRESS」の重要かつ歴史的な意義等にかんがみ、特別記事を掲載する。

(イ) その他次の支援を行う。

- a 矯正職員の執務能力向上を目指した実務参考書や研修教材等の出版・提供
- b 初等科・基礎科研修開始時における研修教材の贈呈
- c 矯正職員の海外研修・海外留学等のための援助

- d 武道奨励等及び日韓武道・セミナー交流のための援助
- e 矯正職員の各種競技大会開催のための援助
- f 刑事政策意見交換会（年4回を予定）の開催
- g 認知行動療法に関する矯正技法講習会（リモート方式7回，集合対面方式1回の計8回を予定）の開催等

エ 刑務所作業提供事業の実施

国が策定する令和3年度の刑務作業計画書に計上された事業部作業就業人員約5,700名の作業量確保のため，必要な原材料を提供し，事業部作業製品等を販売するとともに，国に対して国庫納入金を支払うなど，刑務作業の安定的運営に協力する。

また，平成30年12月に策定された「事業部作業中・長期計画」（法務省矯成第3316号矯正局長通知）に基づき，生産販売体制，組織体制等の強化に取り組む。

(2) 矯正関連団体等に対する助成

ア 助成（応募型）

公募に応じて申請のあった犯罪被害者支援団体への資金助成を行う。

イ 助成（その他）

矯正に関わる各種学会や団体等に対する資金助成を行う。

3 会員福祉

本会の会員の福祉のため，次に掲げる事業を実施する。

(1) 本会の会員である矯正職員等に対する事業

ア 永年勤続職員の表彰（10年，20年，30年）

イ 退職慰労金，負傷及び罹病見舞金，罹災見舞金，弔慰金の贈呈

ウ 会員及びその親族の難病罹病者見舞金の贈呈

エ 「安原基金」による国外調査研究経費の助成

オ 「前田基金」による資格取得・教養向上資金の貸与

カ 会員手帳等の贈呈

キ 結婚祝い品の贈呈

ク 新規入会者への入会祝品の贈呈

ケ 高等科，中等科・応用科，中級管理科研修員への図書カードの贈呈

(2) 会員である退職者に対する事業

ア 叙勲受章者への記念品贈呈

イ 元矯正職員会報紙の発行・提供

ウ 長期会員への記念品の贈呈

エ 会員手帳等の贈呈

4 保険料集金事務受託事業（収益事業）

現職矯正職員及び矯正職員退職者を対象とした損害保険会社の団体扱い自動車保険等の集金事務を実施する。